

児童手当・特例給付 認定請求書

(あて先)松山市長

次のとおり請求します。なお、児童手当、配偶者及び児童と、その同一世帯員の住民

申請事由 出生 離婚前提別居 その他()
 転入 主たる生計者の変更(婚姻・現況切替))
 離婚 公務員退職

原則、父または母のどちらか所得が
高い方が請求者となります。

太枠内のみご記入ください。

提出年月日: 令和 元 年 5 月 7 日

フリガナ **マツヤマ タロウ**
氏名 **松山 太郎** (松山)

住所 松山市 **二番町4丁目7番地2**

金融機関 銀行 本店 口座番号 普通 当座
 金庫 支店 支所 出張所
 農協

生年月日・性別 (昭和)平成 **57** 年 **5** 月 **1** 日 (男)女

職業 **ア**. 被用者(公務員以外の厚生年金・共済加入者)
 イ. 公務員(勤務先:)
 ウ. 非被用者(上記以外のパート、無職等の方)

年金種別 **ア**の方 ① 厚生年金保険 ③ 国家公務員等共済(勤務先:)
 ② 私立学校教職員共済 ④ 地方公務員共済(勤務先:)
ウの方 ⑤ 国民年金 ⑥ 未加入 ⑦ その他()

本年(1月~4月受付は前年)11月1日の住所地または地方税課税住所地
松山市内・松山市外() <都・道・府・県> <市・町・村> <区>

フリガナ **マツヤマ ハナコ**
氏名 **松山 花子** (松山)

住所 松山市 **二番町4丁目7番地2**

生年月日 (昭和)平成 **57** 年 **6** 月 **1** 日

職業 **イ**. 公務員(勤務先:)
 ウ. 非被用者(上記以外のパート、無職等の方)

本年(1月~4月受付は前年)11月1日の住所地または地方税課税住所地
松山市内・松山市外() <都・道・府・県> <市・町・村> <区>

フリガナ **マツヤマ ツバキ**
氏名 **松山 椿**

生年月日 平成 元 年 5 月 1 日

監護(養育状況) ① **有** ② **子** ③ **同**

続柄 ① **子** ② **子** ③ **同**

生計関係 請求者と同居/別居(住所:)

日中連絡が取れる電話番号
をご記入ください。

必ず請求者本人名義の口座
を記入してください。(児童
や配偶者の名義は不可)

◎松山市国保加入者は、健康
保険証のコピーは提出不要

(離婚前提別居のみ、下記3つ)
 離婚前提別居の申立書
(様式例3)児童手当等の

児童と別居の場合は、児童
の住所を記入してくださ
い。「別居監護申立書」の添
付が必要です。

ご加入の年金によって異なります。
 ※請求者本人の健康保険証(表面のみ)のコピーを添付してください。
 ア. 被用者 ⇒ 厚生年金保険・共済加入者(会社員、独立行政法人職員等)
 イ. 公務員 ⇒ 請求者が公務員の場合…勤務先に申請してください。
 (愛媛大学、日本郵政グループ、がんセンターに勤務されている方は、
松山市に申請してください。)
 ウ. 被用者等でない者 ⇒ 国民年金加入者(自営業、主婦、パート、アルバ
イト、生活保護受給者等)

① [監護の有無]
 監護とは、児童の生活の面倒をみているかということです。「無」は手当を支給できません。

② [請求者との続柄]
 受給者自身の子である場合は「子」、孫の場合は「子の子」、配偶者の連れ子で養子縁組してい
ない場合は「夫の子」、「妻の子」となります。

③ [生計関係]
 受給者自身の子である場合は「同一」、受給者自身の子でない場合(孫など)は「維持」となり
ます。維持の場合は、申立書に養育事実をご記入の上、ご提出いただく必要があります。

※備考

注意事項

- 請求者氏名、請求者の配偶者氏名については、自署（直筆）の場合は押印不要ですが、代筆の場合は、押印が必要です。
また、ご夫婦で同じ印鑑にて押印していただいてもかまいません。（ただし、シャチハタ等のゴム印タイプのを除く）
- 基本的に、申請のあった翌月から支給開始となりますが、出生・転入の場合は、次のとおりです。
 - ◎ 出生の場合は、出生した日の翌日から15日以内の申請であれば、出生月内の申請とみなします。
 - ◎ 転入の場合は、転出予定日の翌日から15日以内の申請であれば、転出予定月内の申請とみなします。
- 申請が遅れた場合、さかのぼっての支給はできませんので、必ず期限内に申請してください。

必要なもの

- 1.（全員）**印鑑** ※認印可。シャチハタ等のゴム印タイプのは不可。
- 2.（全員）**振込先口座が分かるもの（対象：請求者）** ※ゆうちょ銀行の場合は、通帳（見開き1ページ目）またはキャッシュカードのコピーが必要です。
- 3.（全員）**健康保険証（表面）のコピー（対象：請求者）**
- 4.（児童と別居の場合）**別居監護申立書**

※この他にも、児童が海外留学をしている場合等は、必要書類がありますので、あらかじめご確認ください。

※書類が全て整わなくても、先に申請を受付することができます。申請が遅れると、受給できない月が発生する場合がありますので、お早めにご申請ください。

提出先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 子育て支援課 児童手当担当 宛にお送りください。

◎子育て支援課（別館2階）、松山市役所 市民課（本館1階）、福祉届出コーナー（本館1階）、支所（出口出張所を含む）に、申請書をご用意しております。

提出した後

- 申請が認定されるかどうかは、通常1, 2か月後に通知しています。通知が届くまでは申請書のコピーを保管し、2か月以上経過しても通知書が届かなければ、松山市役所 子育て支援課 児童手当担当（TEL089-948-6354）までご連絡ください。
なお、郵送事故等により書類が届いていない場合、松山市では責任を負いかねますので、郵送される際は児童手当担当までご一報ください。